

令和4年度 石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の離職防止をはかることを目的として実施する石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度に関し、必要な事項を定めたものである。

(制度の要件)

- 第2条 本制度は、法人が、練馬区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（以下「支援事業」とする）を活用して賃貸住宅等を借り上げて、対象職員に無償又は低廉な自己負担額で入居させる制度であることから、練馬区が本支援事業を廃止、中断、延期する等により、事業費の予算措置が講じられなくなった、あるいは講じられなくなることが明らかに予見される場合は、対象期間中であっても予告なく制度の実施を中止し、退去を求めることがある。
- 2 賃貸住宅等を借り上げるということは、法人が借家契約の主体者となることをいう。借家契約等に基づき、法人が負担する費用を借り上げ料とする。
 - 3 借り上げ社宅制度を利用する職員が負担する費用を控除費用とする。

(対象施設)

第3条 石神井公園こぐま保育園

(対象期間)

第4条 令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。

(対象職員)

第5条 以下の各号をすべて満たす職員を対象職員とする。

- ①対象施設の常勤の施設長、副施設長（保育士資格を有する者に限る）、保育士、調理員、看護師のいずれかであること。
- ②世帯主若しくはこれに準ずる者であること。
- ③入居希望日以降、通勤手当を支給されないこと。
- ④入居希望日以降、住居手当を支給されないこと。
- ⑤過去6ヶ月以内に遠隔地赴任手当を支給されていないこと。
- ⑥今後、遠隔地赴任手当を申請しないこと。
- ⑦今後2年間の継続勤務意思があること。
- ⑧現に貸主と普通借家契約もしくは定期借家契約を締結していること。但し、対象期間の始期の前日において、既に法人により普通借家契約もしくは定期借家契約を締結し、以後も継続して入居している場合を除く。

(入居)

- 第6条 入居を希望する対象職員（以下「入居希望者」とする）は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居申請書（別紙1）に必要事項を記入の上、入居希望日の30日前までに施設長から入居の許可を受け、法人に提出すること。
- 2 法人は、原則として入居希望者が現に普通借家契約もしくは定期借家契約を締結している借家（以下「借り上げ社宅」とする）を、入居希望日までに調べ、入居が可能となった日に、その旨等を記した石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居確認書（別紙2）を締結する。
 - 3 借り上げ社宅に入居した入居希望者（以下「社宅入居者」とする）は、借り上げ社宅について、原則として不服申し立てはできないこととする。

- 4 社宅入居者は、住民票を添えて、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居誓約書（別紙 3）を法人に提出しなければならない。
- 5 社宅入居者が借り上げ社宅に同居させることのできる者（以下「同居人」とする。）は、原則として住居手当を支給されていない次に掲げる者とする。
 - ①配偶者
 - ②子
 - ③本人および配偶者の親
 - ④法人が入居を許可した者
- 6 社宅入居者は借家人賠償保険等の保険に加入しなければならない。
- 7 入居期間は、原則として、法人と貸主が締結する普通借家契約もしくは定期借家契約（以下「当該借家契約」とする）に定められた契約期間とするが、当該借家契約期間内に第 2 条に明示した支援事業の終了日が到達した場合、もしくは法人として本制度を廃止、中止、中断した場合は、そのいずれかの日のうち早く到達する日を以って入居期間の満了日とする。
- 8 法人が賃貸住宅を借り上げる際の契約等において、貸主から連帯保証人を求められた場合は、原則として社宅入居者が連帯保証をおこなう。
- 9 また、貸主の求めが連帯保証人の提供ではなく、保証保険などの加入を求められた場合には、当該保証保険料等は社宅入居者の負担とする。

（社宅使用料）

- 第 7 条 賃料及び共益費等のうち自治体で定めた補助基準額の 15% を社宅入居者が負担する。ただし、賃料及び共益費等が自治体で定めた補助基準額を超えた場合は、超過分についても社宅入居者が負担する。
- 2 社宅使用料は、その月額を入居決定書に記載し、社宅入居者に通知する。
 - 3 中途入居、中途退去の場合で入居期間が 1 か月に満たないときは、日割計算とする。
 - 4 徴収の方法は社宅入居者の月額給与から控除することとし、入居申請書の提出と同時に社宅入居者はそのことを承諾したこととするが、別途、労働基準法第 24 条に基づく労使協定を締結することとする。

（控除費用）

- 第 8 条 控除費用は、以下の各号と定める。
- ①社宅使用料等
 - ②借上げ社宅退去費用相当額
- 2 控除費用は、職員の毎月の賃金または賞与から控除することができる。

（変更）

- 第 9 条 社宅入居者は、借り上げ社宅に関し内容に変更があるときは、変更日 2 週間前までに法人に石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅変更届（別紙 5）を提出しなければならない。

（社宅入居者の責務）

- 第 10 条 社宅入居者は、善良な管理者の注意をもって借り上げ社宅を使用し、当法人職員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。
- 2 社宅入居者は、当該借家契約に定められた事項及び貸主等から発行される重要事項説明書に記載されている借主及び入居者の義務について、自身の契約行為と同

様に順守に務めなければならない。

(禁止事項)

第 11 条 社宅入居者は法人の事前の承諾なくして、以下の各号に定めることを行ってはならない。

- ①借り上げ社宅を第三者に転貸をすること。
- ②法人の許可をなく、定められた以外の者を同居させること。
- ③借り上げ社宅を社宅入居者の居住以外の目的に使用すること。
- ④借り上げ社宅の増改築、模様替え、施設および敷地の現状を変更すること。
- ⑤周辺の住民に迷惑となることを行うこと。

(費用負担)

第 12 条 社宅入居者は、個人にかかわる以下の各号の費用を負担しなければならない。

- ①電気、ガス、水道等の光熱費
- ②自治会費、町内会費等、地域活動に要する費用
- ③借家人賠償保険等の保険料
- ④入退去時に生ずる鍵交換等の費用
- ⑤借り上げ社宅に付随する駐車場等の使用料
- ⑥その他法人が入居者の負担を必要と認めた費用

(仲介料、敷金等)

第 13 条 賃貸住宅を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う敷金、権利金、更新料は、社宅入居者が負担する。徴収の方法は社宅入居者の月額給与から控除するものとする。

(原状回復義務)

第 14 条 借り上げ社宅の原状回復義務は、理由の如何、程度の大小を問わず、社宅入居者が負うこととする。

(損害賠償)

第 15 条 社宅入居者もしくは同居人が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、社宅入居者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償することとする。

(退去)

第 16 条 社宅入居者がこの規程に違反する行為をしたとき、または借り上げ社宅の使用について不都合な行為を行ったときは、法人は当該社宅入居者に対し、借り上げ社宅からの退去を命ずることがある。

(退去と退去期間)

第 17 条 社宅入居者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借り上げ社宅を退去しなければならない。

- ①前条により退去を命令されたとき … 7 日以内
- ②法人を懲戒解雇されたとき … 7 日以内
- ③自己都合で退職したとき … 7 日以内
- ④転勤を命ぜられ当該借り上げ社宅からの通勤が困難な時 … 14 日以内
- ⑤定年退職したとき … 30 日以内

- ⑥法人都合により退職したとき … 30 日以内
- ⑦死亡したとき … 30 日以内
- ⑧練馬区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業に基づく予算措置が講じられなくなったとき … 30 日以内

(退去届)

第 18 条 社宅入居者は、借り上げ社宅を退去するときは、退去日の 30 日前までに法人に石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅退去届（別紙 4）を提出しなければならない。

(立ち会い)

第 19 条 借り上げ社宅の退去は、社宅入居者が行うものとし、必要に応じて法人が立ち会うものとする。

(借上げ、借り替え、返却に関わる費用)

第 20 条 法人は、入居希望者の現在の住居から借り上げ社宅への転居に係わる費用、借り上げ社宅から他の借り上げ社宅に転居するための費用、借り上げ社宅から他の住居へ転居するための費用及び立ち退き料等は一切支給しない。

- 2 前項に関連し、法人が一時立替えることが予想される費用については、社宅入居者の給与から 1 か月分の賃料相当額を控除し、金額確定後精算する。

(その他)

第 21 条 本規程に定めのない事項については、理事会にて決定することとする。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2. 令和 2 年 4 月 1 日、一部改正
3. 令和 3 年 4 月 1 日、一部改正
4. 令和 4 年 1 月 1 日、一部改正
5. 令和 4 年 1 月 1 日、一部改正
6. 令和 4 年 4 月 1 日、一部改正

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居申請書

私は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程に基づき、借り上げ社宅の入居を申請します。なお、私は規程に定められた以下の条件をすべて満たしています。

- 対象施設の常勤の施設長、副施設長（保育士資格を有する者に限る）、保育士、調理員、看護師のいずれかであること。
- 世帯主若しくはこれに準ずる者（配偶者等）であること。
- 入居希望日時点で通勤手当を支給されていないこと。
- 入居希望日時点で住居手当を支給されていないこと。
- 過去 6 ヶ月以内に遠隔地赴任手当を支給されていないこと。
- 今後、遠隔地赴任手当を申請しないこと。
- 今後 2 年間の継続勤務意思があること。

※以上 7 項目に合致していたら を記入すること。

申請日	
所属	
職員名	(印)

施設長承認
許可日()
(印)

添付書類

- ・ 名義変更申込書（入居申込書）
- ・ 現契約書類の写し

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居確認書（本人用）

以下の職員（以下「甲」とする）と社会福祉法人国立保育会（以下「乙」とする）は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程を相互に誠実に順守することを確認する。

甲 住 所 _____

職員名 _____ (印)

乙 国立市北 2-30-1 社会福祉法人国立保育会 理事長 常松裕志 (印)

令和 年 月 日

決定日		
所属		
職員名		
借り上げ社宅の所在		
借り上げ社宅の入居期間	開始 令和 年 月 日	満了 令和 年 月 日 ※ただし、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程第2条、第16条、第17条による場合はこの限りでない。
社宅使用料		円…月額賃料
		円…月額共益費等
		円…月額合計額
	※1	円…月額合計額(上限 82,000 円)×15%
	※2	円…月額合計額－82,000 円
	※1＋※2	円…社宅使用料

理事長許可

(印)

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居確認書（法人用）

以下の職員（以下「甲」とする）と社会福祉法人国立保育会（以下「乙」とする）は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程を相互に誠実に順守することを確認する。

甲 住 所 _____

職員名 _____ (印)

乙 国立市北 2-30-1 社会福祉法人国立保育会 理事長 常松裕志 (印)

令和 年 月 日

決定日		
所属		
職員名		
借り上げ社宅の所在		
借り上げ社宅の入居期間	開始 令和 年 月 日	満了 令和 年 月 日 ※ただし、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程第2条、第16条、第17条による場合はこの限りでない。
社宅使用料		円…月額賃料
		円…月額共益費等
		円…月額合計額
	※1	円…月額合計額(上限 82,000 円)×15%
	※2	円…月額合計額－82,000 円
	※1＋※2	円…社宅使用料

理事長許可

(印)

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅入居誓約書

私は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程を順守し、適切に借り上げ社宅を使用することを約束します。なお、同居人は以下のとおりですので、住民票を添えて届け出ます。

申請日		施設長承認
所属		受理日()
職員名	⑩	⑩

続柄	同居人氏名

添付書類 世帯全員の住民票（世帯主表記を省略していないもの）

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅退去届

私は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程に基づき、借り上げ社宅に入居しましたが、都合により退去します。なお、退去に伴う法人の立ち合いは法人の都合に委ねます。

申請日	
退去予定日	
所属	
職員名	⑩

施設長承認
受理日()
⑩

石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅変更届

私は、石神井公園こぐま保育園借り上げ社宅制度規程に基づき、借り上げ社宅に入居しましたが、都合により以下のとおり変更いたします。

申請日	
変更日	
所属	
職員名	⑩
変更内容	
変更理由	

施設長承認
受理日()
⑩